

みんなでささえる 国保会計



～ よくあるお問い合わせについて ～

皆さんから寄せられるさまざまなお問い合わせの中でも特に多い質問で、「保険証」や「国保係からのお知らせ」についてお答えします。（「国保税」については、次号に掲載します。）

●他の健康保険に加入したのですが、国保は自動的に切れますか？

新しく入った健康保険からは保険変更の連絡は来ません。本人の届出がなければ国保は切れずにそのまま継続され、国保税もかかったままになります。

他の保険になってから国保の保険証で医療機関を受診すると、かかった医療費の保険分を国保に全額返していただくことになりますのでご注意ください。

健康保険に異動があった場合は、国保の保険証と新しい職場の健康保険証、印かんを持って、14日以内に届出をしてください。

●切り替え時期になっても保険証が届かないのですが、どうして？

国保は毎年4月1日に保険証が切り替わるので、4月からの受診に間に合うように3月下旬には新しい保険証を発送しています。

以下の理由で保険証が届かない場合もありますので、ご確認ください。

- 役場の住民票の住所と郵便局に登録している住所が違っている。
- 今住んでいる所は、住民票の住所ではない。
- 後期高齢者医療の被保険者である。（後期高齢者医療の保険証の切り替え時期は毎年8月1日で、7月下旬に発送。）

また、保険証は、宛先が記入されている23cm×10cmの長方形の台紙から切り離して使用しますが、気付かずに処分したという事例もあります。

●知り合いには国保から何か届いているらしいけど、自分には何も来てない。

「医療費通知」か「ジェネリック医薬品の差額通知」のことではありませんか？

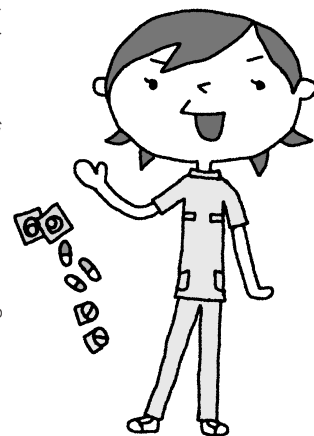
「医療費通知」は、医療費がどのくらいかかっているのか知っていたために、医療機関を受診した方に2カ月に一度の割合でお送りしています。

「ジェネリック医薬品の差額通知」は、現在服用されているお薬をジェネリック医薬品切り替えると医療費が安くなる方にお送りしています。

いずれの通知も、希望しない場合は送付を止めることができますので、国保係までご連絡ください。

※ジェネリック医薬品は医療費が安くなりますが、治療のうえで医師がすすめない場合や薬局に在庫がない時もありますので、医療機関と相談のうえ利用してください。

他にも不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。



○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(直通)
【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3111(直通)